

汚泥再生処理センター汚泥運搬業務委託仕様書

この仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に汚泥再生処理センター汚泥運搬業務を委託するに当たり必要となる事項を定めるものである。

1 履行場所

- (1) 名称 汚泥再生処理センター
- (2) 住所 秋田市向浜一丁目13番1号

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 運搬物

し尿処理過程において発生する脱水汚泥を運搬する。

4 運搬車両

- (1) 運搬に使用する車両は、ダンプトラック（10t）とする。ただし、状況に応じては、1日に2回運搬することもあるため、1回目の積込み終了後直ちに車両を入れ替え、2回目の積込みが開始できるよう車両を手配すること。
- (2) 汚泥搬出室入口（地上高3m30cm）を、進入可能な車両であること。

5 運搬先

- (1) 名称 秋田市環境部総合環境センター
- (2) 住所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
- (3) 場所 溶融施設

6 業務内容

- (1) 汚泥の積込みは、午前8時頃から午後3時頃までとする。
- (2) 1回の運搬量は、約5tを目安とする。（年間運搬予定回数233回）
- (3) 運搬日は、事前に甲から連絡する。

7 業務の報告

乙は、本業務の実施状況を記した月報を、当該業務月の翌月（3月分については月末まで）に、乙が作成する報告書により報告すること。

8 業務遂行人員

運転手を1名配置し、積込み作業も兼ねて行うこと。

9 業務遂行時に当たって乙の遵守すべき事項

- (1) 運搬先では、係員の案内に従い、安全かつ円滑な作業を行うこと。
- (2) 積込み作業に当たっては、積載物の均一化に努めること。
- (3) 運搬に当たっては、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう、適宜シート等で養生するなど、必要な措置を講ずること。
- (4) 本業務の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況および運搬経路の調査を行い、業務内容を十分把握した上で着手すること。
- (5) 運搬中に不慮の事故に遭遇した場合は、速やかに対処し甲に報告すること。

10 業務総括責任者等の選任および任務

- (1) 乙は、業務を遂行するに当たり、契約締結後、業務総括責任者を選任すること。
- (2) 業務総括責任者は、従業員に対し、業務分担・作業事項を的確に指示し、遅滞なく業務を遂行するための、一切の処理事項および安全衛生管理の総括を行い、従業員の勤務体制、技術等の指導、向上に努めること。
- (3) 乙は、連絡員を選任するとともに、業務総括責任者不在時の連絡業務および代理業務を行うこと。

11 提出書類

乙は、契約締結後、業務履行開始までに次の書類を提出すること。

- (1) 業務総括責任者選任届および連絡員選任届
- (2) 使用車両の車検証の写し
- (3) 作業員名簿および運転免許証の写し

12 安全管理

乙は、本業務の実施に当たり、関係法令および条例その他を遵守するとともに、安全確保に十分留意し、労働災害発生の防止に努めること。

13 損害

乙は、本業務の実施によって施設に損壊等を及ぼしたときは、直ちに甲および汚泥再生処理センター内の職員に報告するとともに、必要な応急処置を講じ、乙の負担で原状復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償すること。

14 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上、定めるものとする。